

平成25年度

県当初予算編成に関する要望書

千葉県市長会

# 目 次

## 【 重点要望事項 】

- 1 . 医療費助成制度における助成方法の変更等について . . . . . 1
- 2 . 子ども医療費助成制度の拡充等について . . . . . 2
- 3 . 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質対策  
について . . . . . 3

## 【 要望事項 】

- 総合行政の充実強化について . . . . . 4
- 地方行財政の充実強化について . . . . . 8
- 保健福祉行政の充実強化について . . . . . 12
- 環境生活行政の充実強化について . . . . . 21
- 商工労働行政の充実強化について . . . . . 25
- 農林水産行政の充実強化について . . . . . 27
- 県土整備行政の充実強化について . . . . . 29
- 教育行政の充実強化について . . . . . 42
- 警察行政の充実強化について . . . . . 43

## 【重点要望事項】

保健福祉行政並びに環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 . 医療費助成制度における助成方法の変更等について

ひとり親家庭等医療費助成事業及び重度心身障害者（児）医療給付改善事業については、受給者が医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払い、後日市町村へ申請をし、給付を受ける償還払い方式で行われているが、手続きが煩雑であり、給付されるまで期間を要すること、また、対象者の増加に伴い市町村の事務量が增大していることから、利用者、市町村双方の負担となっている。

については、利用者の申請手続き及び経済的負担の軽減等市民サービスの向上、及び市町村における事務処理の効率化、簡素化を図るため、当該事業の助成方法について、早期に償還払い方式から現物給付方式へ移行すること。

## 2. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せし、実施している。

千葉県の制度では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生までに拡大することとしている。

しかし、市町村によっては、以前から通院も中学3年生までを対象に助成しているところがあるなど、居住する市町村によって助成内容が異なり、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本来、当該制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、子ども及び子育てをする者同士間に不平等が生じる状況について、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大し、現行の補助率1/2を2/3に引き上げること。
- (2) 最終的には、国庫補助事業として実施するよう、国に働きかけること

### 3．東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質対策について

放射性物質汚染対処特別措置法(特措法)に基づく重点調査地域のみならず、どの地方公共団体においても、市独自の除染基準を定めるなど、子どもへの影響低減策を優先的に実施しているが、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱については、地方公共団体の費用負担が大きくなる内容となっている。

また、現在、除染対策で発生した除去土壌等を現場保管しており、除染対策を進めるため、仮置場の確保に向けて調整を行っているが、作業は難航し、確保の見通しは立っていない。

一方、放射性物質に汚染された、8,000Bq/kg以下の廃棄物(焼却灰等)について、民間の最終処分場とその施設が設置されている地方公共団体による自主規制値や、地元の住民感情等の問題から受け入れを拒否される状況が続いているため、従前同様の処理ができず一時的に保管せざるを得ない状況となっており、特措法関係法令と現実との間に乖離が生じている。

については、市民の健康と安全安心な生活環境を確保できるよう、下記事項について、措置を講じること。

- (1)放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱について、除染費用や仮置場整備の費用等の見直しを図るよう、国に働きかけること。

また、地域の実情に応じ、必要かつ合理的な範囲(市町村独自の基準)で実施する除染事業について、その全額を補助対象とし、国が全額負担するよう、国に働きかける、または、国が負担した上で、東京電力株式会社に補償を求めるよう、国に働きかけること。

- (2)除染対策で発生した除去土壌等について、県は次の対応を図ること。

各市が共同利用できる仮置場の確保について、県が横断的に調整を行うこと。

中間貯蔵施設及び最終処分場の確保について、国が責任を持って行うよう、国に働きかけること。

または、国が東京電力株式会社に対し、一義的な責任のもとに中間貯蔵施設及び最終処分場を確保することを指導するよう、働きかけること。

これらの確保に至る具体的な行程を示すよう、国に働きかけること。

- (3)原子力損害賠償について、早期に基準を明確にし、運用するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する損害全てを賠償の対象とするよう、国に働きかけること。

- (4)汚染状況重点調査地域内の県有地及び県有施設については、「千葉県放射性物質除染実施プラン」に基づき、早期に除染を進めること。

## 【要望事項】

### 総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

#### 帰宅困難者対策について

「千葉県帰宅困難者・滞留者対策に係る基本的指針」においては、原則、市町村が帰宅支援施設及び一時滞在施設の運営や物資の提供を行うこととされているが、発災時に市職員は、様々な問題に対応しなければならないため、市職員だけでの対応は困難である。

については、県職員の派遣等の対策を講じるとともに、一時滞在施設の確保及び帰宅困難者の食糧等の備蓄品の問題についても、県が率先して対策を講じること。

また、県は平成 23 年 12 月、「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」を策定し、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実行性の高い対策を行うとしているが、各駅（市）の取り組みに差が出るのが懸念される。

については、帰宅困難者等への情報提供体制や誘導體制等、より具体的な共通認識が持てるよう、ガイドラインの見直しを図ること。

（市川市）

#### 鉄道駅エレベーター等整備事業補助金の補助対象施設の拡充について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）第 3 条の規定に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成 23 年 3 月 31 日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第 1 号）では、移動等円滑化の目標に関して、1 日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の鉄軌道駅について、平成 32 年度までに、原則として全てについて、エレベーター等による段差解消、ホームドア等、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施するものとされている。

しかし、ホームドア等をはじめとする転落防止対策の整備については、膨大な投資費用等の課題があり、国は、地方公共団体に対しても、鉄道を利用する地域住民の福祉の増進を図る観点からその支援を求めるとしているが、その整備を優先して速やかに実施するためには一定の限界がある。

については、県費補助事業である「鉄道駅エレベーター等整備事業補助金」について、障害者対応型便所の設置を含め、ホームドア等または内方線付き JIS 規格化点状ブロックの施設整備についても、補助対象とすること。

（船橋市）

## 県南・県央地域の観光振興、地域活性化に資する金田総合高速バスターミナルの整備促進について

現在、東京湾アクアラインを通行する高速バスは、路線数、利用者数とも増加傾向にあり、県南地域の観光振興を図る上で、欠かすことのできない重要な公共交通手段となっている。

一方、本市金田地区は、東京湾アクアラインの千葉県側の着岸地であり、東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）へ円滑にアクセスできる交通の結節点であることから、千葉県の新たなゲートウェイに相応しい都市形成を目指している。

当該地区に、高速バスネットワークの拠点施設として、乗り換え・乗り継ぎ可能なハブ機能を有する、総合高速バスターミナルを整備することは、県内外の広域にわたる交流と連携が強化され、県南地域の観光振興のみならず、君津地域及び圏央道沿線地域における産業立地の促進、雇用の創出、定住人口の増加等産業振興や地域活性化、また、九十九里地域の観光振興にも大きく貢献するものである。

さらに、千葉県の総合計画である「輝け！ちば元気プラン」に掲げられている、基本目標の一つ「経済の活性化と交流基盤整備」を強力に推進するとともに、南房総地域半島振興計画及び企業立地促進法にかかるアクアライン・圏央道沿線地域基本計画の実現に繋がるものである。

については、本市が事業主体となる、当該金田総合高速バスターミナルの整備促進について、支援を図ること。

（木更津市）

## 首都圏東部における基幹的広域防災拠点の誘致について

中央防災会議から公表されているM7.3の東京湾北部地震が発生した場合、首都圏では甚大な被害が想定されており、尊い生命や財産が脅かされる事態への迅速かつ適切な対応が求められている中、国は、有明の丘地区（東京都江東区）、東扇島地区（神奈川県川崎市）の2地区を整備したが、いずれも東京湾の西側に位置し、千葉県側については、整備されていない。

このことから、千葉県においては、上記既設の2拠点とネットワーク化し、バックアップ機能を確保するとともに、東京湾岸地域及び県南地域への即時的対応に当たり、適切な支援活動の展開が可能となる、基幹的広域防災拠点の整備を行うことが急務となっている。

については、東京湾アクアライン、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道等の高規格道路の結節機能を有するとともに、木更津飛行場、木更津港が立地しており、首都圏における基幹的広域防災拠点候補地として、優位性が高いことから、本市への基幹的広域防災拠点の誘致を図ること。

（木更津市）

### 成田空港のアクセス整備促進について

成田空港が今後も我が国の国際線の基幹空港としての役割を担い続けていくためには、喫緊の課題として空港アクセスの充実が極めて重要である。

成田スカイアクセスが平成 22 年 7 月 17 日に開業し、成田空港から都心へのアクセス改善が図られたが、さらに、首都圏北部や千葉県西部地域と成田空港を連絡する北千葉道路について、沿線地域住民の利便性の向上や地域振興を図る上でも早期整備が望まれている。

については、下記事項について、措置を講じること。

- ( 1 ) 現在整備中である北千葉道路の千葉県施行区間 印西市若萩から本市大山間について、十分な予算措置と早期完成を図ること。
- ( 2 ) 国道 464 号全体の歩道の整備を含めた改良事業を促進すること。
- ( 3 ) 本市押畑地先の国道 408 号及び松崎地先の主要地方道成田安食線バイパスの拡幅整備について、その早期事業化及び早期整備を図ること。

( 成田市 )

### 東日本大震災の教訓を踏まえた県総合防災拠点の整備について

首都直下型地震発生の切迫性が指摘される中、大規模災害に備えた地域防災力、災害対応力の向上は急務である。

千葉県では、老朽化した消防学校及び中央防災センターの建て替えを計画しており、平成 24 年度内には、その候補地を決定し、基本設計を実施することとしている。

本市の旧県スポレク健康スクエア用地については、県中央部に位置し、交通の利便も良く、かつ広い土地を確保できるなど立地的なポテンシャルは非常に高い上に、既に県有地となっていることから、その適地として最も相応しいものと考えられる。

本市としては、昨年 11 月、旧県スポレク健康スクエア用地の活用方策として、県総合防災拠点の整備を求めており、上記の状況を踏まえ、消防学校及び防災センターの立地を図ること。

( 市原市 )

### 北総線の運賃について

都心と千葉ニュータウンを結ぶ北総線は、JR や他の私鉄と比較して運賃が著しく高いため、利用者にとっては大きな負担となっている。

また、当該高運賃が千葉ニュータウンへの入居促進や沿線地方公共団体のまちづくりにも影響を及ぼしている。

この状況の中、県のリーダーシップにより、平成 21 年 11 月 30 日に県、沿線地方公共団体及び鉄道事業者間で「北総線の運賃値下げに係る合意書」が取り交わされ、当該合意書に基づき、平成 22 年 7 月 17 日より 5 年間、平均約 4.6% の運賃値下げが実施された。



しかし、今回の値下げは、関係者間の合意により、平成 26 年度までの期間限定であるとともに、値下げの内容も決して十分なものとはなっていない。

当該合意書第 4 項には、運賃値下げに関する事項について、北総鉄道の経営状況を勘案し、安定的な運賃体系が維持できるよう、関係者間で協議するものとする旨記載されていることから、千葉県動きが非常に重要となる。

については、平成 27 年度以降の北総線の更なる運賃値下げを実現するため、各種施策を実施するよう、国に働きかけること。

また、県として、北総線の利用促進のための施策を推進するとともに、リーダーシップを発揮して沿線地方公共団体をまとめ、北総線の運賃問題に積極的に取り組むこと。

(印西市、白井市)

### 県内水道の統合・広域化の推進について

「これからの千葉県内水道について」の提言に基づき、県内水道の統合・広域化について、平成 19 年度からリーディングケースとして、一部用水供給事業体（九十九里・南房総地域）の水平統合検討部会が設置され、検討が進められているが、用水供給事業体以外の末端水道事業体の統合については、経営主体である市町村の意見を踏まえながら、必要な支援策を検討していくに留まっている。

しかし、用水供給事業体の経営基盤等の違いによる水道料金の格差、危機管理体制の問題及び全国に比べて低い水道普及率は、県民生活の向上にとって極めて切実な課題であり、県内水道の充実発展は、将来に向けた県民生活の安心と県土の均衡ある発展に欠かせないものであることから、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 用水供給事業体の統合及び末端水道事業体の統合について、県が中心となり、関係市町村との検討を早期に進めること。
- (2) 高料金対策制度である市町村水道総合対策事業を、県内格差が解消されるまで継続すること。

(白井市)

## 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 千葉県液状化等被害住宅再建支援事業について

千葉県液状化等被害住宅再建支援事業については、支援の対象とする「一戸建住宅」の範囲を、タウンハウス・テラスハウス等の低層集合住宅に拡大した経緯がある。

については、被災者間で支援に差が生じないように、支援金の対象にマンション等の他の集合住宅の地盤の復旧や基礎・杭の復旧等を加えること。

(千葉市)

### 給与所得に係る個人住民税(市町村民税・県民税)の特別徴収制度の適正な運用について

本市における平成23年度個人住民税(市町村民税・県民税)現年度分の見込徴収率は、97.79%であるが、その内訳は、特別徴収(給与天引き)が、99.83%、普通徴収(納付書払い)が、92.62%である。

所得税(国税)の源泉徴収を行う義務のある事業所については、地方税法上、個人住民税の特別徴収を行うことが義務付けられているが、前年所得課税である個人住民税(県民税もあわせて市町村が徴収)の徴収状況は厳しく、徴収率向上(税込確保)には特別徴収を行うことが効果的である。

しかし、実際には、中小事業所の相当数が特別徴収を実施していないため、更なる税込確保の観点から、特別徴収を行う事業所の拡大は、喫緊の課題となっている。

さらに、特別徴収は、納税義務者が勤務する事業所が個人住民税を納入するものであり、当該義務を有する事業所は、課税する市町村の区域外にも数多く存在している。

については、特別徴収を行う事業所の拡大について、市町村単独の取り組みだけでは効果が限定されることから、他県において実施例のある、県入札参加資格への「特別徴収の実施」条件の追加や、県・市連携による、未実施事業所への直接訪問での特別徴収実施要請等、千葉県は県内市町村と協力し、より広域的な対策を講じること。

(千葉市)

### 緊急防災・減災事業の期間延長及び事業費の増額について

国の平成23年度第3次補正予算時に創設され、本年度も継続している緊急防災・減災事業については、地方債充当率100%、交付税措置率が補助事業80%、単独事業70%と地方公共団体にとって活用しやすい有効な制度となっている。

今後も、当該制度は、津波浸水区域内にある公共施設等の移転を考える、本市の財源確保策として必要であることから、平成25年度以降も継続されるよう、国に働きかけること。

また、併せて、全地方公共団体からの要望に対応できるよう、事業費を増額するとともに、割落としがかからないよう、国に働きかけること。

(銚子市)

### 防災・災害対策に対する財政支援等の充実強化について

東日本大震災により、市民の防災に対する要望が急激に高まっていることから、本市としても年次的に防災施設の整備や防災思想の啓発に努めているものの、防災・災害対策事業については多額の費用を要し、市単独で財源を確保するには極めて厳しい状況であるため、下記事項について、措置を講じること。

#### (1) 防災施設に対する財政支援

津波等災害発生時における初動体制には、すべての住民に緊急情報を伝達する体制が必要であり、そのためには、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を利用した防災無線体制の強化が必要不可欠である。

本市では、防災行政無線屋外拡声子局の整備を計画的に進めているが、財政難により整備済の屋外拡声子局115基のうち64基のデジタル化が未整備であり、戸別受信機器についても未整備の状況となっている。

については、防災行政無線のデジタル化について、更なる財政支援を図るとともに、戸別受信器の新規設置に対し、補助対象を拡大するよう、国に働きかけること。

#### (2) 市民等への避難誘導対策に対する財政支援

津波等災害発生時において、すべての市民が冷静に避難するためには、避難誘導対策が有効である。市民等を避難所等へ効果的に誘導するためのルート調査、これに基づく避難誘導看板の設置及びこれらを網羅した防災マップ作成等に対する財政措置の拡充を図るよう、国に働きかけること。

#### (3) 非常備消防無線のデジタル化に対する財政支援

東日本大震災による停電時において、非常備消防無線による情報伝達の有効性が改めて実証された。

については、消防用無線のデジタル化に伴い非常備消防無線もデジタル化への移行が必要となることから、非常備消防無線デジタル化に対する更なる財政支援を図ること。

(館山市)

### 水道施設の再構築事業等に対する財政支援体制の確立について

水道事業については、水道普及が急速に進んだ昭和30年代に建設された施設が多く、これらの水道施設の再構築事業が大きな問題となっている。

また、最近の水環境の変化から生じる水質問題に対応し、「安心でおいしい水」等を求めるニーズに応えるためにも、高水準の施設に再構築しなければならない状況となっている。

しかし、水道施設の再構築事業は莫大な事業費を要する上に、直接、料金収入の増加にはつながらないことから、水道事業の経営に極めて大きな影響が出ることは必至である。

また、東日本大震災の経験等を踏まえ、震災等の大規模災害への対応や、昨今のテロ対策強化への要請に応えるため、水道施設の耐震性及び安全性の強化に関する事業を推進する必要がある。

については、浄水場、配水池及び基幹管路等の水道施設の再構築事業、並びに水道施設の安全性強化のための施設整備に対し、財政支援を行うこと。

(勝浦市)

### 臨海部の防災体制の強化について

東日本大震災は、東日本の広い範囲に壊滅的な被害をもたらした。

本市においても、臨海部企業で起きた液化石油ガスタンクの火災爆発により、市民生活に大きな影響が及ぶとともに、その後についても大きな不安が残されたところである。

こうした状況は本市ばかりではなく、今後懸念される南海トラフ等の巨大地震では、県下の石油コンビナート等特別防災区域の広範囲において、津波や液状化の影響による大規模な複合災害が懸念されるところである。

については、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 企業が所有する岸壁等について、耐震性の向上・確保に係る適切な指導を実施するとともに、その整備に当たっての支援制度を創設すること。
- (2) 液状化対策について、液状化現象の発生を抑制し、災害発生時における防災活動をより円滑に行うため、関係法令において定めのない敷地や通路、護岸等の部分においても、地盤改良等の液状化対策の義務化やレイアウト規制による安全性の確保を図ることができるよう、法令等の整備を行うこと。
- (3) 災害時においても確実に通信手段が確保できるよう、防災相互通信用無線等通信機器の整備拡充を図ること。
- (4) 沿岸部における津波対策において、防潮堤、河川堤防等の防護施設のかさ上げや新設、水門の自動化・遠隔化等、その早期整備を図ること。

(市原市)

### 防災・減災事業に対する財政支援について

東日本大震災後、防災・減災対策の強化は、各市町村において緊急の課題となっている。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、住民の避難、行政・社会機能の維持及

び災害に強いまちづくりを目的とした、緊急防災・減災事業計画（単独）を策定した。

本市においては、当該計画に基づき、千葉県から発表された津波浸水予測図を基に、津波避難施設や避難路の確保、避難所の防災機能を強化するための施設等を検討中であることから、本市の緊急防災・減災事業計画（単独）については、本年度中には策定できない状況にある。

については、当該事業は、来年度以降の事業継続が不透明であるとの情報があり、活用できなくなると考えられることから、各市町村の財政状況が厳しい中、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を強化するため、県は来年度以降、市町村が行う防災・減災事業に対し、財政支援を行うこと。

（富津市）

### **被災者生活再建支援金の延長等について**

被災者が液状化対策を併せた住宅再建を十分検討するとともに、生活道路や敷地の境界確定の進捗に合わせ、住宅再建に取り組むことができるよう、被災者生活再建支援法等に基づき、被災者生活再建支援金の基礎支援金及び加算支援金について、申請期間をそれぞれ1年延長するよう、被災者生活再建支援法人に働きかけること。

また、千葉県液状化等被害住宅再建支援事業補助金に係る申請期間の1年延長を図ること。

さらに、消費税率の引き上げが実施された場合に被災者の負担が大きくなるように、住宅再建に係る国税の軽減措置を国に働きかけるとともに、不動産取得税の一層の軽減を図ること。

（浦安市）

### **市町村との電子データ送受信について**

県と市町村との電子データのやり取りについては、主にEメールが使われているが、事務の電子化進展に伴いデータの容量は増大し、一度では送信できない案件が多々発生している。

また、Eメールで送信できないものについては、USBメモリやCD-ROM等の外部保管媒体を使っでのやり取りが行われているが、媒体の紛失・盗難等のセキュリティリスクの問題がある。

については、セキュリティに配慮しつつ、電子媒体の利便性を最大限に生かすため、県は、使い勝手の良い大容量ファイル転送システムをLGWAN上に構築すること。

（印西市）

## 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 医療費助成制度における助成方法の変更等について

ひとり親家庭等医療費助成事業及び重度心身障害者（児）医療給付改善事業については、受給者が医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払い、後日市町村へ申請をし、給付を受ける償還払い方式で行われているが、手続きが煩雑であり、給付されるまで期間を要すること、また、対象者の増加に伴い市町村の事務量が增大していることから、利用者、市町村双方の負担となっている。

については、利用者の申請手続き及び経済的負担の軽減等市民サービスの向上、及び市町村における事務処理の効率化、簡素化を図るため、当該事業の助成方法について、早期に償還払い方式から現物給付方式へ移行すること。

（千葉市、佐倉市、旭市、流山市、君津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市）

また、重度心身障害者（児）医療給付改善事業について、県の制度における補助金交付の対象となる障害は、重度の身体障害及び知的障害とされており、精神障害含まれていない。

については、障害者自立支援法は、障害の種類に関わらず、障害者の自立支援を目的とした、共通の福祉サービスを提供するとしていることから、重度の精神障害についても、県補助の対象に加えること。

（旭市）

### 医師確保対策の充実について

銚子市立病院は、1年7ヶ月の休止期間を経て、平成22年5月に医療法人財団銚子市立病院再生機構を指定管理者とする公設民営方式により診療再開を果たし、平成24年9月現在、7診療科、一般病床53床及び療養病床23床を再開することができた。

しかし、最終目標である10診療科の再開及び24時間の二次救急医療体制の再構築までには至っていない。

その主な原因は、医師不足にあるため、本市及び当該再生機構では、様々な手法を駆使し財政負担に疲弊しながら、懸命に医師の確保に取り組んでいるが、望むような十全の成果は上がっていない。

このような中、本市民の救急医療に重要な役割を果たしてきた、隣接の旭中央病院や茨城県鹿島労災病院で、内科医師等の急減により、従来のような患者の受け入れが困難な事態となり、社会問題化していることから、地域医療の中で銚子市立病院への期待が大きくなってきている。

旭中央病院や鹿島労災病院のような医師確保のための条件が比較的整っているとされる大病院でさえ医師が減少する環境の中、銚子市立病院は、さらに

医師を確保し、市民が望むような完全な二次救急を実施する責務を負っている。

については、県においても、地域医療再生プログラムをはじめとする医師確保のための様々な取り組みを行っているが、香取海匝地域の現状に鑑みると、これまでも増してその成果が求められるため、医学部の新增設等医師確保対策の抜本的充実を図ること。

また、県の最末端に位置する本市等東総地域では、県境を越えて相互に医療機関を受診する県民が多いことから、医療資源を相互に活用し、県民の医療ニーズに適切に対応するため、例えば、茨城県神栖市等との定住自立圏の設定等、県は、千葉・茨城両県の協働による医療連携の先導・牽引を図ること。

(銚子市)

### 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せし、実施している。

千葉県では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生までに拡大することとしている。

しかし、市町村によっては、以前から通院も中学3年生までを対象に助成しているところがあるなど、居住する市町村によって助成内容が異なり、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本来、当該制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、子ども及び子育てをする者同士間に不平等が生じる状況について、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、下記事項について、措置を講じること。

(1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大し、現行の補助率1/2を2/3に引き上げること。

(2) 自己負担金を撤廃すること。

(3) 所得制限限度額を撤廃すること。

(4) 最終的には、国庫補助事業として実施するよう、国に働きかけること

(市川市(2)(3)を除く、船橋市、野田市、  
茂原市、成田市、我孫子市、四街道市、富里市)

### 妊婦一般健康診査支援整備事業の継続等について

妊婦一般健康診査については、平成21年度から妊婦健康診査臨時特例交付金により、妊娠中14回の健康診査費用の公費助成が実施されている。

公費助成の財源については、14回のうちの5回分については地方財政措置、

9 回分については国庫補助 2 分の 1、市町村負担 2 分の 1 となっており、国庫補助については平成 24 年度までの時限措置とされている。

妊婦一般健康診査の公費助成については、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、安全安心な出産につなげるための制度として重要であり、平成 25 年度以降も継続して実施していくためには、国庫補助相当額の財源を確保する必要がある。

については、先の国会で成立した「地域子ども・子育て支援事業（妊婦健診含む）」については、平成 27 年度を目途に施行予定とされていることから、妊婦一般健康診査について、平成 25 年度以降も上記の国庫補助が継続されるよう、国に働きかけること。

また、当該国庫補助が継続されなかった場合には、県補助金を措置するなどの財源措置を講じること。

さらに、公費助成による妊婦健康診査実施医療機関については、原則として県内の医療機関となっており、医師会未加入の一部医療機関及び県外の医療機関については、事業主体である市町村が、医療機関と個別に契約を交わしている。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長発の平成 21 年 2 月 27 日付雇児母発第 0227001 号通知では、里帰り先等で妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所とも事前契約を行う等の配慮をされたい旨記載されていることから、妊婦の負担の軽減を図るため、契約事務を行っているが、毎年度、契約件数が多く、市町村と医療機関にとっては、かなりの事務負担となっている。

については、住居を有する市町村に関係なく、全国の医療機関で公費負担が受けられる体制の構築に向け、国に働きかけること。

（市川市、東金市、流山市、山武市）

## 安房地域への児童相談所または支所の設置について

児童福祉法の改正により、平成 17 年 4 月から市町村は児童相談の窓口、虐待の通告機関となり、比較的軽微な事例を対応している。

近年、児童虐待の事例件数は増加傾向にあり、館山市要保護児童対策地域協議会や家庭児童相談室により対応しているが、その多くは一時保護や専門的な判断等が必要な事例となっている。

児童虐待の早期発見や防止を効果的に進めるためには、児童相談所と安房健康福祉センター及び市町村が相互に連携・協力して業務を進めることが必要である。

しかし、近接の君津児童相談所は距離的に遠いことから、緊急時に迅速に対応することは困難であり、本年度、安房地域に児童家庭支援センターが開設され、相談窓口、連携機関が広がったものの、前述した一時保護や専門的な判断を要する事例への対応については、十分とは言えない状況にある。



については、児童虐待防止の推進や児童虐待への十分な対応を図るため、安房地域に児童相談所または支所を設置すること。

(館山市)

## 東葛北部の地域医療を支えていくための各種補助金の充足、財政支援等について

地域医療に係る財政支援等に関し、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 国保松戸市立病院は、松戸市民のみならず東葛北部地域の住民(人口140万人)の基幹病院として、第三次救急や小児医療をはじめ、常に高度かつ良質な医療を提供できるような診療体制の整備に取り組んできた。

しかし、資金面で厳しい状況にあることから、救急医療機関整備事業補助金及び施設整備費補助金等の復活と各種補助金の継続、小児医療関係補助制度の創設及び病院事業の再整備に対する財政支援を図ること。

- (2) 本市は2つの病院を経営しており、安定・継続的な医療を提供するための医師・看護師確保は必要不可欠である。

については、医師・看護師不足対策について、質の高い医療を提供するために医療の高度化・複雑化や患者の医療ニーズ等、医療現場の実態に即した適正な人数の把握・変更、人材育成も含めた総合的な整備計画を策定し、診療報酬の見直し等資金面での支援も併せた、医療全体に効果的な制度の整備を図ること。

- (3) 松戸市立病院の小児医療センターの「新生児科」では、未熟児等ハイリスク新生児の救命救急のため、新生児救急収容車両を配備し、市内に限らず医療機関からの要請に応じ、医師、看護師同乗による24時間体制で治療を行っている。

しかし、未熟児等ハイリスク新生児は、NICU(新生児集中治療室)に収容された後、障害等の発生により長期間、集中治療が必要となる確率が高く、新たな患者の収容に支障をきたしている状況である。

については、これらの患者の受け入れが可能な後方支援ベッド等医療体制の円滑な整備を図ること。

- (4) 本市でも外国人人口の急増に伴い、外国人受診者が年々増加しており、受診者の中には十分な住居確認もできないままでの診療となることから、医療費の多くは未収金(平成21年度~23年度合計で1,000万円超)として処理せざるを得ない状況である。

当該未収金の回収について、相当の努力はしているが、居住不明等で回収不能の場合が多く、個別的な努力では解決できない状況であることから、外国人救急医療費対策補助金の復活を図るとともに、救急車以外での受診の医療費についても補助対象とするなど、補助対象条件を拡大した、新たな外国人医療費対策補助制度の創設を図ること。

(松戸市)

## 不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンの導入並びに予防接種制度の見直しに当たっての国の財政措置等について

不活化ポリオワクチン及びジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオワクチン（DPT - IPV）の4種混合ワクチンの導入により、市町村の接種費用は増加する。

については、当該4種混合ワクチンの導入に当たって、国は地方と十分な協議を行い、地方の意見等を最大限反映するとともに、国の責任において必要な財源を確保、負担するよう働きかけること。

また、平成25年度からのヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチン等の新たなワクチンの定期予防接種化が打ち出されている。

については、当該ワクチンの定期予防接種化に当たっては、国は地方と十分な協議を行い、地方の意見等を最大限反映する形で、既に定期予防接種となっているワクチン接種も含め、抜本的な制度の見直しを行うとともに、国の責任において必要な財源を確保、負担するよう、国に働きかけること。

（野田市、山武市）

## 安心子ども基金の継続及び活用目的の拡充について

本市では、安心子ども基金を活用することにより、民間保育所の整備事業が進み、待機児童対策に大きな成果を挙げている。

しかし、次世代育成支援対策推進行動計画に位置付けた目標量の達成に当たり、引き続き民間保育所の整備が必要となる。

については、当該基金が平成24年度で終了することから、今後も継続または当該基金に代わる制度の創設等による財政支援を図るよう、国に働きかけること。

また、公立保育所の耐震改修工事に係る費用に活用できるようにするため、当該基金の活用目的の拡充を図るよう、国に働きかけること。

（野田市）

## 保健・医療体制の充実について

住民が安心して生活を送るためには、安全安心で質の高い医療サービスの提供が求められる反面、厳しい経済情勢が続く中、経済的負担が少なくてすむ医療サービスの構築が求められている。

また、医療制度改革においては、医療機能の分化・連携を推進し、切れ目のない医療を提供することが重要とされており、千葉県においても「循環型地域医療連携システム」により、地域ごと、疾病ごとに住民・患者が医療や介護サービスのネットワークの中を切れ目なく循環していける体制の整備を図ることとしている。

については、下記事項について、措置を講じること。

- （1）千葉県の医師・看護師不足は全国の中でも最悪な状況となっていることから、医師・看護師不足の解消に向け、早急に有効な対策を講ずること。

また、医科系大学の新設が早急に認められるよう、国に働きかけること。  
(2) 成田赤十字病院等の公的病院については、地域における医療体制を確保する上で極めて重要な役割を担っていることから、施設や設備等の整備に対する補助の拡充を図ること。

(成田市)

#### **地域の災害・救急医療の確保及び保健所の体制整備について**

県内や近県で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合、二次医療圏ごとに1以上の災害拠点病院の確保が必要となるが、二次医療圏である山武・長生・夷隅地域では、県立東金病院のみの指定となっている。

また、地域救急医療体制についても、当該病院は救急基幹センターとして位置付けられているが、山武地域の二次救急医療輪番において、公的病院として地域が期待する機能を果たすには至っていない状況にある。

当該病院については、千葉県保健医療計画に基づき、災害時及び地域の救急医療体制・機能を含め、平成26年度開設予定の東千葉メディカルセンターへ引き継がれるため、それまでの間、災害時及び地域の救急医療体制の充実強化を図るとともに、引き継ぎに関する具体的な調整協議を行うこと。

また、災害医療について、保健所は管轄区域の医療ニーズを適切に把握・調整できる立場にあることから、平時から地域災害医療対策が迅速に執れる体制の整備を図り、その中心的役割を担うこと。

(東金市)

#### **こども急病電話相談事業(小児急病電話相談事業)の拡充について**

こども急病電話相談事業については、国の補助事業であり、各都道府県が小児科医等による保護者等向けの電話相談体制を整備し、適切な医療体制の構築を目的として、千葉県では毎日午後7時から午後10時まで実施されている。

現在、当該実施時間以外においては、保護者等は相談する先がなく、直接医療機関へ相談したり、受診したりすることとなり、小児の医療体制の疲弊を招いている。

については、医療体制を維持するため、こども急病電話相談事業の相談時間の延長を図ること。

(習志野市)

#### **介護老人福祉施設の従来型施設整備の補助について**

介護老人福祉施設の利用希望者が増加する中、昨今の経済情勢もあり、低所得者の経済的負担の軽減の観点から、従来型多床室の整備を求める声が多く寄せられている。

本市としては、市独自の施策として、高齢者の介護や医療に係る経済的負担

を軽減するためのセーフティネットを実施するなど、高齢者の経済的負担の軽減を主要な課題と捉え、取り組んでいるところである。

介護老人福祉施設においても、できる限り多くの多床室を整備することにより、低所得者が安心して入居でき、誰もが必要な施設介護サービスを受けられるよう、努めたいと考えている。

については、下記事項について、措置を講じるよう、国に働きかけること。

- ( 1 ) 従来型多床室の整備に係る補助の継続
- ( 2 ) 従来型多床室のみの施設に係る補助の創設

( 習志野市 )

### **国民健康保険財政の充実強化等について**

国民健康保険(国保)は制度創設以来、我が国の医療保険制度の中核として、地域住民の健康保持増進と地域医療の確保に大きく貢献している。

しかし、急速な高齢化の進展や、経済の悪化による離職者、低所得者の増加等により、国保を取り巻く環境は大きく変化しており、低所得者を多く抱える国保は、財政基盤の脆弱化が進み、制度の崩壊を招きかねない危機的な状況にある。

国保制度については、保険財政安定化事業、高額療養費共同事業等様々な財政措置が講じられており、国保運営にとって大きな財源となっているが、国保財政の主要な財源である、定率負担の療養給付費等負担金の負担率引き上げを図ることにより、低所得者層の負担の軽減等保険制度全体を健全かつ安定的なものとする事ができる。

については、将来にわたって持続可能な制度として維持していくため、公費負担の拡大と国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図ること。

また、現在、国保の事業主体は市町村であり、事業全般にわたる膨大な事務を各保険者が個別に処理している。

このため、特に小規模保険者においては、突発的な高額療養費に対応できない、事務処理経費が割高となり非効率である、保険料の賦課徴収、医療費適正化及び保健事業といった保険者として取り組むべき活動が十分に行えないなど、深刻な問題を抱えている。

こうした現状を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、国保制度の基盤強化を目的とした運営の広域化が進められていることから、その確実な推進を図ること。

( 八千代市、袖ヶ浦市 )

### **難治性疾患に対する医療費の公費負担について**

ネフローゼ症候群をはじめ、一部の難治性疾患について、18歳未満(引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満)は、小児慢性特定疾患治

療研究事業の対象として医療費助成の対象となっているが、18歳以上は、助成対象となっていない。

このような年齢によって助成の有無が分かれる難治性疾患について、東京都、埼玉県、栃木県をはじめ、一部の都道府県では独自の助成制度を設け、患者の支援を行っている。

ついでには、千葉県においても、一部の都道府県で既に医療費助成を行っている難治性疾患に対し、独自の助成制度を設けること。

(浦安市)

#### 国民健康保険税(料)の収納率向上対策に係る経費に対する財政支援について

国民健康保険税(料)の収納率向上対策については、口座振替の推進が有効である。当該口座振替を容易に進めるツールとして、専用端末にキャッシュカードを読み取らせれば、手続きが終了する「ペイジー」の導入がある。導入コストについては、国の特別調整交付金で賄うことが可能であるが、ランニングコストについては、国の特別調整交付金のメニューにはないため、県調整交付金による財政支援を行うこと。

また、「ペイジー」に限らず、収納率向上については、口座振替変更世帯への優遇措置等が考えられることから、こうした収納率向上につながる各種対策に係る経費についても、併せて財政支援を行うこと。

(八街市)

#### 地域医療の充実強化について

(1) 千葉県立佐原病院は、本市を中心として県北東部地域における中核医療機関として、地域住民の命と健康に関わる安心の拠り所となっている。

また、当該病院は、救急基幹センターと位置付けられ、入院や手術が必要な患者に対する二次救急医療サービスや脳卒中、頭部外傷等の重症患者に対する三次救急医療サービスを提供していた。

しかし、平成16年度からの医師の新臨床研修制度導入等の影響により、医師が減少し診療機能の低下を余儀なくされており、これまでの救急医療サービス等の提供が出来なくなっている。

具体的には、医師の減員が影響して、産科の分娩業務の停止、小児に係る入院・夜間救急外来の廃止等の異常事態が生じている。

ついでには、当該病院の医師を確保し、小児に係る入院・夜間救急外来や産科の分娩業務等、住民に対して安心な地域医療を提供できるよう、措置を講じること。

(香取市)

(2) 地方独立行政法人さんむ医療センターは、二次救急病院の中核を担う総合病院として、地域医療において非常に重要な役割を担っている。

しかし、慢性的な医師及び看護師不足により、経営の安定や夜間救急

の対応等に支障が生じており、地域住民に不安を与えている。

については、医師及び看護師対策を講じるとともに、経営の安定化を図るため、財政支援を行うこと。

(山武市)

## 環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 海岸漂着物の円滑な処理について

利根川河口部に位置する、本市の海岸及び河岸には、台風等による洪水時に上流域で発生した廃棄物や流木等が大量かつ広範囲に漂着することから、漂着物が撤去されるまでの間、景勝地の犬吠埼、君ヶ浜の景観を著しく損なうとともに、銚子漁港区域内への流入に伴い、漁港機能が麻痺するなど支障をきたしている。

については、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 台風等による洪水によって、利根川河口部に突発的に大量の海岸漂着物が発生した場合には、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を活用するなど、千葉県は茨城県と連携して速やかに対応すること。
- (2) 茨城県において、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域として、本市の対岸に位置する神栖市の海岸を設定していることから、千葉県においても、本市の海岸を県の重点区域に設定すること。

(銚子市)

### 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質対策について

放射性物質汚染対処特別措置法(特措法)に基づく重点調査地域のみならず、どの地方公共団体においても、市独自の除染基準を定めるなど、子どもへの影響低減策を優先的に実施しているが、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱については、地方公共団体の費用負担が大きくなる内容となっている。

また、現在、除染対策で発生した除去土壌等を現場保管しており、除染対策を進めるため、仮置場の確保に向けて調整を行っているが、作業は難航し、確保の見通しは立っていない。

一方、放射性物質に汚染された、8,000Bq/kg以下の廃棄物(焼却灰等)について、民間の最終処分場とその施設が設置されている地方公共団体による自主規制値や、地元の住民感情等の問題から受け入れを拒否される状況が続いているため、従前同様の処理ができず一時的に保管せざるを得ない状況となっており、特措法関係法令と現実との間に乖離が生じている。

については、市民の健康と安全安心な生活環境を確保できるよう、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱について、除染費用や仮置場整備の費用等の見直しを図るよう、国に働きかけること。

また、地域の実情に応じ、必要かつ合理的な範囲(市町村独自の基準)で実施する除染事業について、その全額を補助対象とし、国が全額負担す

るよう、国に働きかける、または、国が負担した上で、東京電力株式会社に補償を求めるよう、国に働きかけること。

- (2) 除染対策で発生した除去土壌等について、県は次の対応を図ること。

各市が共同利用できる仮置場の確保について、県が横断的に調整を行うこと。

中間貯蔵施設及び最終処分場の確保について、国が責任を持って行うよう、国に働きかけること。

または、国が東京電力株式会社に対し、一義的な責任のもとに中間貯蔵施設及び最終処分場を確保することを指導するよう、働きかけること。

これらの確保に至る具体的な行程を示すよう、国に働きかけること。

- (3) 原子力損害賠償について、早期に基準を明確にし、運用するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する損害全てを賠償の対象とするよう、国に働きかけること。

- (4) 8,000Bq/Kg 以下の放射性物質を含む廃棄物(焼却灰等)の処理について、国の責任を明確にし、最終処分先の確保等について速やかに対策を講じるよう、国に働きかけること。

また、最終処分先が確保されるまでの間、県が調整機能を果たし、必要となる一時保管場所を確実に確保すること。

さらに、特措法関係法令が全国的に遵守され、円滑かつ速やかに処理が実施されるよう、ガイドラインの作成や処理方法の例示等を行うとともに、処理業者への指導等を適切に行うよう、国に働きかけること。

- (5) 国が県内に指定廃棄物の最終処分場を建設しようとする場合、地元住民の十分な理解を得るとともに、環境面はもとより周辺に与える影響を総合的に勘案した上で立地の適否を判断し、将来にわたり影響を与えない処分方法を確立するよう、国に働きかけること。

- (6) 汚染状況重点調査地域内の県有地及び県有施設については、「千葉県放射性物質除染実施プラン」に基づき、早期に除染を進めること。

(松戸市、木更津市、佐倉市、柏市、君津市、印西市、白井市)

### 太陽光発電設置に関する補助の拡充及び継続について

東日本大震災の原子力発電所の事故に端を発した、計画停電等の電力不足の影響や原子力発電所の安全性への懸念の増大、また、これらに伴う節電意識の高まりや再生可能エネルギーに対する期待の高まりにより、国においても、平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートするなど、再生可能エネルギーの普及・拡大が図られているところである。

一方、千葉県では、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電設備設置に対する補助事業を実施している市町村に対し、補助金を交付している。

しかし、当該補助金については、地方公共団体への配分額(設置基数)に偏



りがあり、受付開始と同時に予算枠に達してしまう地方公共団体がある一方、未だ予算枠に達しない地方公共団体があるなど、地域の実情に即していないのが実態である。

については、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進については全県的な課題であることから、当該補助金について、配分方法の見直し及び制度の拡充を図った上で、平成 25 年度以降も継続実施すること。

(茂原市、成田市)

#### **水道事業用井戸の掘り替え要件の規制緩和について**

本市上下水道局が保有する水道事業用井戸は、年々老朽化が進み、揚水量が減少傾向にある。

この状況の中、水道事業用井戸の掘り替え時、または新規の揚水機の交換時の揚水量について、千葉県環境保全条例第 39 条「地下水の採取許可」に基づき、申請受理に当たっての指導事項で、年間の日平均で 1,000 m<sup>3</sup>を超えてはならないと規定されている。

また、新規に水道事業用井戸を掘る場合について、同指導事項で、当該既設揚水施設への影響を最小限にするため、半径 500m 以内に既設の井戸がないことを原則とすると規定されている。

については、大規模地震等の災害対策と長期的な水需要予測において、安定水源の確保が重要な課題となっているため、上記規制要件の緩和を図ること。

(八千代市)

#### **手賀沼におけるハス群落の適正な管理について**

手賀沼右岸に広がるハス群落は、年々、分布範囲を拡大していることから、その有用性と影響を把握し、将来の有効活用に資する目的で、手賀沼水環境保全協議会が平成 21 年度に群落調査を実施した。

調査結果では、手賀沼全体の水質への影響は限定的となっているが、気象状況やハスの枯死体の堆積による沼の浅底化が原因となり、さらに拡大した場合は、船舶航行への影響、沼の流動の停滞に伴う水質の悪化及び手賀沼本来の植生分布への影響が懸念されている。

平成 23 年度には、調査時点の分布範囲下流側のマコモ群落まで拡大していることが目視で確認できる状況であった。

については、ハス群落拡大に伴う手賀沼への影響を考慮した、継続的なモニタリング調査及び試験的な刈取りを実施するとともに、ハス群落の適正な管理を行うこと。

(我孫子市)

#### **産業廃棄物の適正処理について**

産業廃棄物対策については、千葉県及び千葉県警察本部等において総合的

な対策が講じられ、不適正処理を行おうとする者の減少及び新たな大規模不法堆積は見られないことから、大きな成果が挙げられている。

しかし、不適正保管または放置されたままの不法堆積場が点在しており、それらを起因とする地下水等の汚染をはじめ、不法堆積物の火災及び隣地への飛散等による環境影響のみならず、市民の財産と健康を脅かすような甚大な影響が危惧されている。

この状況を踏まえ、今後も引き続き、監視・指導体制の強化を図り、不適正処理を行う者については、強力な指導力をもって早期解決に当たること。

また、不法堆積に係る措置命令違反により検挙されたものの、行為者の所在不明、あるいは資力がない等の理由により改善の見込みがない不法堆積に関しては、市民の生活環境保全上の支障となっていることから、その撤去について、産業廃棄物行政に携わる千葉県の責任の下、行政代執行を含めた強い対応を図ること。

(白井市)

#### **海上自衛隊下総教育航空基地に係る航空機騒音について**

下総飛行場は、海上自衛隊の教育訓練用飛行場として使用され、日々飛行訓練が実施されている。

当該飛行場周辺については、都市化に伴い住宅建設が進み、地区によっては、中・高層住宅が建設されている。

この生活環境の中、飛行訓練は主に向かい風を利用し、一定の飛行ルートを繰り返し実施しているような状況であり、訓練機の上昇時や飛行時の騒音及び空気振動、飛行高度による不安等に関する苦情・相談が寄せられている。

については、当該飛行場周辺地方公共団体の市民の不安の解消と生活環境を保全するため、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 現在の騒音実態調査の実施回数を年1回から年2回に増やすとともに、実施時期について、春から夏にかけての時期とすること。
- (2) 固定測定局による常時監視に加え、飛行ルートまで調査範囲を拡大し、飛行場周辺地方公共団体ごとにポイントで騒音・振動に関する実態調査を実施すること。

(白井市)

## 商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 地域活性化事業に対する財政支援について

平成 25 (2013) 年に開かれる、B 級ご当地グルメの祭典「B - 1 グランプリ」関東大会が本市で開催されることに決定した。

「B - 1 グランプリ」については、料理を売ること自体を目的としているのではなく、料理を通じて地域を PR することで、一人でも多くのお客に現地に足を運んでもらおうという、地域活性化を目的としたまちおこしイベントである。

関東においては、埼玉県行田市、山梨県甲府市に続くもので、当該開催を通じ、より多くの方に来ていただき、本市をはじめとする外房地域はもとより、千葉県の PR 効果も期待でき、地域活性化に結びつくものと考えられる。

については、開催の趣旨に鑑み、補助金交付等県の財政支援を図ること。

(勝浦市)

### 観光による地域活性化事業への補助制度の創設について

本市では、平成 23 年 4 月に市原市観光振興ビジョンを定め、「誇りと愛着のもてる 地域が潤う 観光まちづくり」を基本理念に観光振興事業に取り組んでいる。

また、平成 20 年には、首都圏中央連絡自動車道の開通による波及効果を効果的に受け止めるため、中房総観光推進ネットワーク協議会を設立し、広域連携による観光振興を推進しているところであり、平成 24 年度には、千葉県サイクルツーリズム事業を活用し、サイクリングイベントの開催も予定している。

さらに、平成 25 年度には、アートフェスティバルの開催を予定しており、当該事業については、アートをキーワードに地域の活性化を目指した観光振興事業であり、中房総エリアへの波及効果も期待できる。

については、このような観光による地域活性化への取り組みや特色ある観光地づくりを支援するため、県において補助制度を創設すること。

(市原市)

### 浅間山砂利採取跡地の利用促進について

浅間山砂利採取跡地は、昭和 55 年に公共事業用としての砂採取が終了した後、約 200ha の跡地利用について、昭和 60 年に富津市浅間山地区土地利用構想「就業型」、平成 4 年に職・住・遊の複合型の「浅間山跡地利用計画」を策定し、県・市・関係企業により検討を重ねてきたところであるが、社会経済情勢の影響等から未だ未利用地となっている。

当該跡地の有効利用は、地域活性化の核として、本市における財政面及び雇用面等へ多大な影響を与えるとともに、房総南部地域全体にわたり、波及効果の期待が大きいことから、一刻も早い土地利用が望まれる。

この状況の中、平成 24 年 3 月、新エネルギー導入の取り組みを促進するため、県から「新エネルギー活用プロジェクト」として、当該跡地が二次利用の可能性のある民有地に選定され、同年 4 月、国において館山自動車道 4 車線の事業許可がなされた。

これらの動向を踏まえ、本市では当該跡地の有効利用を促進するため、望ましい跡地利用のあり方について、調査を実施したところである。

については、その結果を受けて、浅間山砂利採取跡地の有効利用に向け、県は浅間山跡地利用協議会を早期に開催するなど積極的に関わるとともに、関係企業への指導を図ること。

( 富津市 )

## 農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 園芸用廃プラスチックの処理対策について

園芸用廃プラスチックの処理については、農家が個別に農業用廃ビニールを水洗浄等の管理を行った後、各市町村の農業用廃プラスチック対策協議会が収集時に放射線量の測定を行い、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える物については、農家へ返却することとしている。

しかし、放射線量の高い農業用廃プラスチックが収集されないと、それを安全に保管する農家の負担や市民の不安も解消されない。

については、放射性物質の拡散を防止するため、すべての農業用廃プラスチックについて、県は一括管理を行うなど適正な管理と処理を行うこと。

(旭市)

### 有害鳥獣被害防止対策の充実強化について

平成23年度における有害鳥獣による農作物の被害額は、県全体で3億5千万円を超え、そのうち4割以上が安房・君津地域の被害であり、その多くはイノシシによるものである。

有害鳥獣被害対策については、近隣地方公共団体と情報交換等の連携を取りながら進めているところであるが、農林作物等への被害の発生地域は年々拡大している状況である。

このことから、農林業者の中には、繰り返される被害のために営農意欲が低下し、耕作放棄をする者が現れるとともに、有害鳥獣による被害をさらに拡大させるという悪循環が生まれている。

については、有害鳥獣被害対策をより効果的に進めるため、地元地方公共団体の取り組みに加えて、県主体による広域的・集中的な管理事業の実施を図ることが求められており、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 県の調整による広域的な防護柵の設置及び一斉捕獲の実施
- (2) 狩猟免許試験及び講習会の県南部地域での開催
- (3) 電気柵の設置補助事業の継続的な実施

また、イノシシをはじめ、アライグマやハクビシン等については、近年急速に分布域が拡大し、駆除事業、防止事業の要求が増加していることから、管理事業補助金の増額や小動物に対する被害対策等を含めた新規事業の増設と併せ、防止事業に対する県補助金の拡大を図ること。

(鴨川市、富津市)

### **農業者戸別所得補償制度対象作物の追加について**

落花生は、千葉県畑作物における輪作体系において重要な位置を占めており、中国産等の輸入増加に伴い価格が低下し、作付面積が減少している。

については、落花生の生産振興を図るため、農業者戸別所得補償制度における畑作物の対象作物に落花生を追加するよう、国に働きかけること。

( 富里市 )

## 県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 館山湾における港湾事業の促進について

国、県、市協同で作成された館山港港湾振興ビジョンは、安房地域全体の経済活性化を目的に作成された計画である。

安房地域においては、当該振興ビジョン実現の一連事業として整備された、本市による鏡ヶ浦通り、交流拠点施設「“渚の駅”たてやま」や、県による多目的栈橋が担う役割に対し、大きな期待が寄せられている。

については、この地域の期待に応える意味において、安房の地域振興に不可欠である館山港港湾振興ビジョンの早期実現に向け、下記事項について、早期着手、完成を図ること。

- (1) 「館山港港湾振興ビジョン」で示された計画通りの小型栈橋及び多目的栈橋の整備
- (2) 「館山港海岸環境整備事業（ビーチ利用促進モデル事業）」第2期工事区間の整備

(館山市)

### 北千葉道路の早期事業化について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田を結ぶ広域幹線道路として、昭和44年に都市計画決定された。

現在、全延長約43kmのうち、市川～鎌ヶ谷間の約9.5kmのみが事業未着手となっており、当該区間が整備されることにより、首都圏と成田を結ぶ道路ネットワークが形成される。

また、本市においても基幹的な役割を担う当該道路については、都市計画道路3・1・2号や都市計画道路3・3・7号等の広域的な幹線道路が接続するなど、道路ネットワーク機能を強化するための重要な路線に位置付けられている。

については、本市において整備が急務となっている都市計画道路3・3・7号河原塚 - 紙敷区間の整備を進めるためにも、その交通量を負荷なく受け入れられる当該道路の整備促進を図ること。

(松戸市)

### 二級河川（赤目川・阿久川）整備事業の早期実施・完成について

二級河川赤目川については、現在までに下流側より約半分までの護岸が整備され、それに伴い橋梁、堰等の整備、更には平成19年度に赤目川上流部でB調節池が完成したが、当該河川上流域における宅地開発の影響や頻発するゲリラ豪雨等により、近年は本納地区において、浸水被害が増大している。

本市としても本納地区のまちづくり等都市基盤整備を進める上で、当該河川の改修は最重要課題と捉えており、また、地域住民としても、一刻も早い浸水被害の解消が望まれている。

また、二級河川阿久川については、現在までに下流側より獅子吼橋までの5.8kmが改修され、激特事業により、平成13年に阿久川調節池が整備されたが、上流側1.8kmについては未改修であるとともに、当該河川の更に上流域については、地元土地改良事業により排水施設の整備がなされていることから、未改修区間がサンドイッチ状態となっている。

現在は、未整備区間が全体整備区間に追加され、境界立会、用地測量及び動植物調査等が実施されていることから、早期の事業着手が望まれている。

については、二級河川（赤目川、阿久川）整備事業について、早期実施及び完成を図るため、大幅な予算の増額を図ること。

（茂原市）

#### **主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について**

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、本市の南北を結ぶ都市計画道路馬渡・萩山線として位置付けられた重要な道路である。

しかし、当該バイパス（田町工区）については、既に事業用地の66%が取得済となっているが、現在、事業は休止状況にあることから、市内の混雑緩和や京成鉄道線との安全な交差等市内交通の様々な課題解消を図るため、早期完成を目指し、事業の再開を図ること。

（佐倉市）

#### **海岸護岸管理の一元化について**

本市芝園地区の海岸護岸については、本市の管理区域と千葉県管理区域が存在する状況となっている。

平成2年当時、本市が管理する護岸を千葉県が海岸保全区域に指定する際、千葉県において管理することを条件に協議を行っていた経緯があるが、その後、本市と千葉県との協議が整わず現在に至っている。

東日本大震災をきっかけとして、当該芝園地区の海岸護岸については、海岸保全区域の基本的な管理の考え方、また高潮や津波等の防災対策の観点から、千葉県における一元的な管理が望ましいとの判断により、改めて平成23年11月より千葉県と協議を開始したところである。

しかし、現段階では、海岸保全区域として指定されている部分の移管時期等について、明確な回答は得ていない。

については、当該芝園地区の海岸護岸については、千葉県において一元的に管理することが望ましいことから、早期に千葉県において管理すること。

（習志野市）



## 管内の道路等の整備について

### (1) 新市建設計画の推進について

本市は平成 17 年 3 月 28 日に沼南町と合併し、新柏市として新市建設計画に基づき、一体感の速やかな確立や均衡ある発展を図るための各種施策、事業展開を進めているところである。

については、新市建設計画に位置付けられた下記の県事業について、着実な実施を図ること。

柏都市計画道路 3・3・2 号箕輪青葉台線

(旧沼南都市計画道路 3・3・1 号、旧柏都市計画道路 3・3・2 号)

主要地方道市川柏線

一般県道柏印西線

一般県道白井流山線

### (2) 都市軸道路の建設推進について

つくばエクスプレスが開業し、鉄道空白地域の鉄道交通の利便性が向上したことから、今後は、沿線地域の住宅・宅地の供給、首都圏の地域構造改編及び沿線地域の活性化の効果が期待されている。

この状況下、鉄道整備と併せて都市交通対策上計画されている都市軸道路(都市計画道路 3・2・40 号十余二船戸線)については、今後の鉄道効果を促進する観点からも市街地の連絡を担う重要な道路であるとともに、本市の北部地域を通過する、広域の交通処理を行う主要幹線道路である。

については、茨城県守谷市と本市を結ぶ当該道路の整備は、柏北部地域の発展に不可欠であることから、千葉県と茨城県との協議調整の上、早期に整備着手すること。

### (3) 手賀沼周辺の活性化に向けた橋梁等施設整備について

本市では我孫子市とともに、柏市・我孫子まちづくり懇談会を設置するなど、手賀沼やその周辺の環境を最大限に生かした広域的なまちづくりを積極的に進めている。

手賀沼については、県もこれまで様々な浄化対策等を講じているところであるが、水質・水環境等の改善及び生態系の保全に向けた一層の取り組みが必要となっている。

手賀沼周辺の一体的な利用促進策の一環として、手賀沼ふれあいウォーク、手賀沼マラソン及び手賀沼スタンプラリー等各種イベントを開催しており、手賀沼周辺はこれまで以上に多くの人が集う場所になると想定される。

については、これら水環境の整備と併せ、手賀沼一帯を周回できる施設の整備が望まれることから、今後の更なる活性化を図る意味でも、大堀川を横断する橋梁の整備をはじめとした施設の整備を図ること。

(柏市)

## 市内を通過する道路の整備について

本市の主要地方道である天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線及び上布施勝浦線については、周辺住民にとって主要な生活道路であるが、狭隘な区間が多い上に歩道が整備されていないため、歩行者にとって大変危険な道路となっている。

また、首都圏中央連絡自動車道東金・木更津間の供用開始が目前に迫っている中、本市の都市間交流に重要な幹線道路である国道 297 号は、車で来訪する観光客の多くが利用している。

しかし、当該国道については、松野地先の道路が特に狭隘で、通学路となっている区間があるものの、歩道が整備されていないため、毎日子供たちは危険と隣り合わせの状況に置かれている。

また、県の道路改良事業（幹線道路網整備）として松野バイパスの建設工事が計画・着工されているものの、工事途中となっていることから周辺道路の状況が複雑となり、危険なゾーンが遍在している。

については、下記事項について、措置を講じること。

- ( 1 ) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線及び上布施勝浦線について、狭隘区間の道路改良・整備及び歩道整備
- ( 2 ) 国道 297 号の通学路となっている区間の歩道整備
- ( 3 ) 松野バイパス建設工事の早期完成

( 勝浦市 )

## 管内の道路の整備について

- ( 1 ) 主要地方道路越谷流山線バイパスの早期事業着手について

つくばエクスプレス沿線地域の幹線道路となる都市軸道路のうち、本市三輪野山地先の主要地方道松戸野田線バイパスとの交差点以西江戸川架橋までの区間については、老朽化した流山橋の慢性的な混雑解消効果も含めて、早期の事業着手を期待しているところである。

地元意向を反映した高架化への都市計画変更手続きも平成 24 年度に決定告示されたことから、下記のとおり、当該区間の早期事業着手を図ること

ア 今後の事業スケジュールを早期に作成し、地権者及び周辺住民への情報提供等積極的な対応を図ること。

イ 江戸川架橋について、事業主体も含め、早期に調整を図ること。

- ( 2 ) 都市計画道路 3・3・2 号新川南流山線の整備推進について

当該路線は、主要地方道松戸野田線のバイパス路線として市内の交通渋滞の緩和を図るとともに、つくばエクスプレス沿線土地区画整理地区から南流山駅へのアクセス道路として重要な幹線道路である。

現在、一般県道柏流山線から流鉄流山線との立体交差部接続点までの間について、区画整理事業（運動公園周辺地区、西平井・鱈ヶ崎地区）で整備を進めている。

西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業地区内では、平成 26 年度までの完成を目指し、当該路線を含む幹線道路の整備を進めているところである。

については、当該路線立体交差点の開通が必要不可欠な状況にあることから、一部反対地権者の同意を得られたこともあり、当該路線の早期完成に向けた事業の推進を図ること。

(流山市)

### 幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

当該路線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県の広域道路整備基本計画の中の「広域道路網マスタープラン」(平成 5 年 12 月策定)に位置付けられており、現在、南側の区間については、始点となる幕張地先から習志野都市計画道路 3・4・12 号線との交差点まで整備中であり、北側の区間については、国道 16 号から千葉ニュータウンまで暫定整備されている。

また、これら整備区間の中間に位置する未整備区間について、八千代都市計画道路 3・4・1 号線から主要地方道船橋印西線までの区間(約 3.4km)が都市計画決定され、当該計画決定区間の中間部(約 1.8km)については、西八千代北部特定土地区画整理事業により整備中となっている。

については、当該整備中区間を除く都市計画決定区間について、具体化な整備時期を示すとともに、事業の推進を図ること。

(八千代市)

### 地域を支える道路の整備について

地域の住民生活と経済活動の基盤となる道路の整備について、下記のとおり、措置を講じること。

- (1) 国道 128 号の交通渋滞の緩和対策及び震災発生時における緊急輸送路として、地域高規格道路館山・鴨川道路及び鴨川・大原道路について、早期に具体化、事業化を図ること。
- (2) 国道 128 号について、待崎交差点付近の改良実施と、(仮称)坂下バイパス及び実入バイパスの早期供用の実現を図ること。
- (3) 国道 410 号及び 465 号について、未改良ヶ所の整備を図ること。
- (4) 主要地方道鴨川保田線について、長狭高校交差点における右折レーンの設置、主基交差点の改良及び老朽化した橋梁の架け替えを行うこと。
- (5) 主要地方道千葉鴨川線及び一般県道天津小湊田原線について、通学児童生徒の安全対策として、歩道の拡幅及び歩道の未整備区間における歩道の早期新設を図ること。
- (6) 主要地方道市原天津小湊線について、交通事故防止対策として、竜ヶ尾橋付近の局部改良を行うこと。

(鴨川市)

### **通学路における安全対策の早期実施について**

近年、集団登校中の児童の列に自動車が入り込む痛ましい事故が続発している状況の中で、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁による対応策が検討され、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が策定され、全国一斉に通学路の安全点検及び安全対策の実施が要請された。

本市においては、これに先立ち、各小中学校において、通学路の危険箇所の現地調査を行うとともに、交通管理者である所轄警察署、県並びに本市の道路管理部局及び交通・防犯関係各課により組織された「第1回鴨川市通学路安全対策会議」を開催し、現地調査で判明した危険箇所の説明及び早期の改善要望を行った。

当該改善要望の内容については、白線等の路面表示から歩道の新設まで、その軽重はあるものの、交通弱者である児童生徒が安全で安心して通学できる環境づくりは、悲惨な交通事故を二度と引き起こさないために必要不可欠なものである。

については、当該会議において提議された危険箇所の安全対策について、緊急かつ確実に実施すること。

(鴨川市)

### **国道464号粟野バイパス線の整備促進について**

松戸市から本市、千葉ニュータウンを経て成田市に至る国道464号については、鎌ヶ谷消防署前の主要地方道船橋我孫子線との交差点から東側が、平成17年10月に4車線化(片側2車線)により開通した。

これにより、通過交通が急増したことで、本市内の渋滞が慢性化しており、市民生活に大きな支障を来している。

特に主要地方道船橋・我孫子線以西においては、粟野十字路交差点を中心とする粟野地区や、くぬぎ山交差点、北初富交差点を中心とする西部地区において、この傾向が顕著となっている。

このような市内交通渋滞の解消を図るため、北千葉道路(都市計画道路3・1・1号線)の延伸が事業化されるまでの間、これを補完する国道464号粟野バイパス線整備について、平成18年度より用地買収を開始しているが、買収単価、代替地の確保、残地買収の問題等により、用地買収が円滑に進んでいない状況にある。

については、円滑かつ迅速な用地買収の実施による事業の進捗を図ること。

(鎌ヶ谷市)

### **新京成線連続立体交差事業の推進について**

新京成線は京成津田沼駅とJR松戸駅を結ぶ延長26.5kmの鉄道であるが、沿線の宅地開発による利用者及び交通需要の増加に伴い、踏切遮断による慢性的な交通渋滞や市街地分断等が発生するなど健全な都市活動の障害となっ

ている。

この状況を解消するため、千葉県では本市の鎌ヶ谷大仏駅、くぬぎ山駅間の3,257mを高架化する新京成線連続立体交差事業を平成29年度完了に向け、施行している。

当該事業に伴い、国道464号2ヶ所及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線1ヶ所を含む12ヶ所の踏切が除却されるため、踏切による交通渋滞及び鉄道による地域分断が解消され、まちづくりの醸成に寄与できるものと期待されることから、当該事業の早期完了を図ること。

(鎌ヶ谷市)

### 一級河川大津川の整備について

本市に係る当該河川上流区間については、大雨のたびに地域の主要道路である市道2号線及び市道3号線が河川横断部において冠水し、通行止めとなるとともに、流域等で家屋の浸水被害が発生しており、治水対策の遅れが地域社会に多大な影響を及ぼしている。

本市においても、貯留施設の設置や浸透施設の普及促進等流域対策に努めてきたところであるが、抜本的な治水対策として、市内から流出する洪水の受け皿となる河川整備が不可欠であることに変わりはない。

当該河川については、柏市の芦川橋付近まで整備が進められているが、本市と柏市の区域境までの約2.5kmと、当該河川の上流端である本市内の白旗橋までは、さらに約1kmの整備が必要となるので、整備完了までにはなお一層の時間がかかるものと予想される。

については、上流域の河川整備に当たって、下流域の整備が必要不可欠であることから、その早期整備を図ること。

(鎌ヶ谷市)

### 南房総地域の縦断道路及び横断道路の整備促進について

国道410号及び465号については、東京湾アクアラインや館山自動車道等の高規格道路と一体となって道路網を形成し、房総半島を縦・横断する道路として、南房総全域への観光をはじめとした産業、経済の発展に重要な役割を果たしている。

一方、館山自動車道の開通及び首都圏中央連絡自動車道(圏央道)木更津JCから木更津東IC間の開通により、国道410号及び465号への交通負荷は年々高まる一方である。

また、国道410号及び465号の未整備区間については、狭隘で屈曲、急勾配箇所も多いことから、車両の通行はもとより歩行者の安全面においても支障をきたしている状況にある。

については、南房総地区の発展に大いに寄与するため、当該道路の未整備区間

の整備を行うこと。

(君津市)

### 道路整備事業の促進について

都市間や主要地域を結ぶ県道については、通行車両台数が多い上に大型車両の通行も増加しているが、現状道路は幅員も狭いことから、周辺住民の安全確保をはじめ、生活環境の向上及び地域の特性を活用した産業活動の活性化等の面から早急な整備対応が求められている。

については、下記事項について、措置を講じること。

- (1) 一般県道大貫青堀線バイパスの残事業区間の整備促進
- (2) 国道 465 号から一般県道大貫青堀線を結ぶ路線の早期着手
- (3) 一般県道君津大貫線と市道君津駅前線に接続される路線の早期着工

(富津市)

### 主要地方道の整備促進等について

- (1) 主要地方道千葉臼井印西線

当該路線は、JR 四街道駅前主要地方道浜野四街道長沼線及び四街道上志津線と重用しており、各路線の通行車両の多くが駅前商業地区を通過することから、駅や商業地区へ向かう車両と合わせ、交通量が集中し、駅周辺において朝晩の混雑が慢性化している。

また、当該路線の歩道について、1.5m未満の部分があるため、交通量の多い市街地では歩行者及び自転車利用者の安全に問題のある箇所が見受けられ、さらに、東関東自動車道の四街道 IC に接続していることから、IC 周辺での渋滞も日常的に発生しており、今後、路線の振替やバイパスルートの整備が必要である。

現在、本市域において、当該路線は、千代田団地内で都市計画道路 3・3・1 号山梨臼井線として 4 車線で整備済となっていることから、バイパスルートとしては、都市計画道路 3・3・1 号山梨臼井線のルートを活用し、千代田団地を起点として 4 車線で南下し、みそら団地手前の 2 車線の都市計画道路 3・4・6 号千葉四街道線との接続地点で南西方向に向かい、本市域を通過して、御成街道で千葉市の都市計画道路 3・4・38 号に接続するルートが最適であると考えられる。

当該バイパスルートの整備により、国道 51 号と国道 296 号が南北間で効率的に結ばれるとともに、本市域の東西間が良好に連絡され、各都市間相互の連携を強化する道路整備が図られることから、その整備を図ること。

- (2) 主要地方道浜野四街道長沼線等

当該路線は、本市と千葉市の都市間交流にとって重要な県道であり、周辺住民にとっても主要な生活道路であることから、当該路線の渋滞緩和や交通安全の確保を図ることは喫緊の課題となっている。

現在整備中の国道 51 号と国道 126 号を結ぶ区間のうち、千葉市域については、千葉市が平成 25 年度の供用開始を目指しており、一方、千葉県管理の本市域については、道路改良工事が概ね計画どおり推進されている状況であるが、本市地区住民から早期完成を望む声が強いため、全区間の早期完成に向け、なお一層の事業推進を図ること。

さらに、沿線には四街道総合公園があり、公園利用者のアクセス道路として徒歩や自転車の利用者も多いことから、地域住民をはじめ公園利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、当該路線に並行する都市計画道路 3・4・7 号南波佐間内黒田線の整備を県道整備に位置付け、県事業として実施すること。

(四街道市)

### 雨水流出抑制対策について

本市では現在、道路冠水や低地での溢水を解消するため、雨水幹線等の整備を進めているところである。

しかし、近年は、土地利用の進捗とともに土地の利用形態が変化していること等により、雨水の流出割合が増加していることや、気候変動により短時間における集中降雨（ゲリラ豪雨）が頻発すること等を要因として、既に整備が完了した箇所においても道路冠水や床下浸水等の被害が発生している状況である。

こうした被害の軽減に向けて、雨水の幹線流入に時差を作ることは、一つの効果的な方法と考えられることから、土地の形態を勘案した上で、雨水貯留槽等の流出抑制施設の設置推進を図ることが望まれる。

については、千葉県が管理する施設等（県立高等学校等）においても、貯留槽の設置等、可能な限りの雨水流出抑制対策の推進を図ること。

(四街道市)

### 東京湾アクアライン着岸地周辺の道路網整備について

東京湾アクアライン通行料金の引下げによって、本市をはじめ、千葉県を訪れる観光客が増加しているとともに、県内陸部から京浜方面へ向かう東京湾アクアライン利用者が増加しており、社会実験の効果が着実に現れている。

このような東京湾アクアラインの整備効果を着岸地周辺都市に波及させ、社会経済活動の活性化をより促進するとともに、着岸地で増加している交通量を分散し、利用者にとって安全安心な道路交通網を確保するため、下記のとおり、関連する道路網の整備について、措置を講じること。

- (1) 着岸地周辺 4 都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路の早期事業化、並びに主要幹線道路である都市計画道路西内河根場線及び中野畑沢線の早期整備を実施すること。
- (2) 県内陸部への幹線道路である国道 409 号について、本市横田地先の市

街地内で、歩道がなく大型車同士の通行時に非常に危険である、狭隘区間の抜本的改善を図るため、新規のバイパス路線の整備及び JR 久留里線東横田駅付近の踏切横断部における、危険性の高い変則的交差点の改善を図ること。

(袖ヶ浦市)

#### **交差点改良事業の促進及び既存道路の維持補修経費に対する財源措置について**

住野十字路交差点については、国道 51 号にアクセスする主要地方道富里酒々井線と内陸部各拠点地域を縦断する国道 409 号が交差する重要な交差点であり、平成 25 年 4 月に酒々井 IC が開通し、さらに酒々井プレミアムアウトレットのオープンが予定されていることから、交通混雑は必至の状況にある。

また、八街バイパス整備事業については、平成 23 年 5 月に主要地方道千葉八街横芝線から主要地方道成東酒々井線までの延長 1,500m が一部供用開始となっており、道路事業部分の整備進捗率は未だ低い状態となっている。

については、円滑な道路交通ネットワークを形成し、安全性の向上を図るため、住野十字路交差点及び八街バイパスの整備促進を図ること。

(八街市)

一方、道路基盤整備を確立するには、第一に既存道路の維持補修を最優先に行わなければならない、特に主要幹線道路等で耐用年数を越えた路線については、一刻も早い維持補修が必要となる。

道路の維持補修については、道路の修繕を半永久的に繰り返すものであり、投資的事業といえども性質上は経常的な経費であることから、現行制度では、道路の維持補修に対する財源措置は講じられていないため、市の一般財源の負担増が避けられない。

については、既存道路の維持補修経費に対する新たな補助制度を創設すること。

(八街市、富里市)

#### **国道 409 号の早期整備について**

国道 409 号は、千葉県を縦断する重要な路線であるため、早期整備を図ること。

特に富里 IC 周辺の慢性的な交通渋滞を解消するため、本市区間の 4 車線整備及び国道 51 号から成田市区間の早期整備を図ること。

(富里市)

#### **道路整備事業の促進について**

南房総地域は、東京湾アクアラインや東関東自動車道館山線等の高規格幹線道路の整備により、広域幹線道路網との接続が飛躍的に向上し、観光の振興及び地域の活性化等大きな効果が期待されている。



しかし、高速道路から降りてきた車両を受け入れる一般道路の整備が不十分であるため、国道・県道において、大型観光バス等のすれ違いができない箇所がいくつもあり、また、市街地・集落区域内でも十分な歩道が確保されていないなど、通行に支障をきたしている。

については、南房総地域の発展に大いに寄与する下記事項について、措置を講じること。

- ( 1 ) 国道 410 号の未整備区間の事業促進
- ( 2 ) 一般県道和田丸山館山線の未整備区間の事業促進
- ( 3 ) 一般県道犬掛館山線の未整備区間の事業促進
- ( 4 ) 半島振興法による代行事業（市道和田 8 号線の整備）の継続

（南房総市）

## 二級河川平久里川水系の治水対策について

近年、局地的な集中豪雨が多発しており、平久里川水系の流域では、一部で氾濫の被害も発生している。

現在、平久里川では、部分的な河道拡幅工事が徐々に進められているが、十分とはいえない状況である。

については、水害常習地域を減少させ、家屋浸水や田畑の冠水被害を解消させるため、当該河川整備の早期完成を図ること。

（南房総市）

## 県事業の整備促進等について

幹線道路網である国・県道の整備については、合併後の市内補助幹線道路の連携や市内各地間の交流・連携の強化に多く関わり、地域を支える道路を一体的に整備するうえで重要な事業となる。

については、下記事項について、措置を講じること。

- ( 1 ) 国道 356 号の整備促進  
篠原拡幅の早期完成と佐原小見川工区バイパスの事業化
- ( 2 ) 主要地方道成田小見川鹿島港線の整備促進  
沢工区・竜谷工区バイパスの早期完成と上ノ台交差点を含む未整備区間の交通安全対策事業の早期事業化及び小見川大橋 4 車線化の検討
- ( 3 ) 主要地方道佐原椿海線の整備促進  
大根三差路から一般県道山田栗源線との交差点までの道路未改良整備区間の早期事業化

また、本市が実施する道路整備事業について、計画的に合併特例債期間内に整備推進が図られるよう、予算の確保を図ること。

（香取市）

### 減災機能を兼ねた道路の整備について

本市では、東日本大震災により、道路等インフラ施設が破損したほか、海岸地域での津波による建物の倒壊や農地への海水流入による塩害等、これまでにない甚大な被害が発生した。

震災から1年7ヶ月が経過し、安定した生活に戻りつつあるものの、海岸付近の住民はいつ起きるかわからない余震と、近い将来高い確率で発生が予測されている東海地震や東南海地震、東方沖地震等大規模地震に不安も高まっている。

今回の千葉県内の津波被害は、九十九里沿岸地域が最も大きかったが、九十九里有料道路が防波堤となり、沿岸地域の中でも九十九里町西部から一宮町の間は比較的被害が軽微であった。

については、住民の生命と財産を守り、安全安心な生活環境の向上を図るため、大規模地震に備えた津波対策の一環として、本市から旭市までの九十九里沿岸に減災機能を兼ねた道路を整備すること。

(山武市)

### 津波・避難対策について

東日本大震災を受けて、現在、全国で防災対策の全面的な見直しが行われている。

大震災後の被害想定を受け、千葉県東沿岸においても大津波が予想され、住民が高台に避難する時間を少しでも稼げるよう、千葉県東沿岸海岸線、二級河川夷隅川及び二級河川塩田川の津波対策の促進、並びに津波避難道路の建設に関する助成制度の創設・支援を図ること。

具体的事項については、下記のとおり。

- (1) 千葉県東沿岸海岸の津波対策保全計画の変更及び早期工事着工
- (2) 太東崎から大原漁港間の津波対策
- (3) 二級河川夷隅川河口から一般県道一宮椎木長者線福原橋間の護岸嵩上げ
- (4) 二級河川塩田川河口部の JR 外房線鉄道橋までの護岸嵩上げの延伸
- (5) 津波避難道路建設に関する助成制度の創設・支援

(いすみ市)

### 道路整備事業の推進について

外房地域において国道 128 号及び 465 号は、緑と海に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び、地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であるとともに、近く供用開始される首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として、極めて重要な役割を果たす路線である。

これまで各所で整備が進められているが、未だ未整備区間が多く存在していることから、下記事項について、措置を講じること。

- ( 1 ) 国道 465 号の深堀バイパス及び苅谷新田野バイパスの早期完成
- ( 2 ) 国道 128 号の岬町江場土交差点の交通渋滞緩和、交通安全対策の実施
- ( 3 ) 国道 128 号の小沢歩道橋付近及び大原交差点付近の排水対策の実施

(いすみ市)

#### 県道の整備及び交通安全対策について

県道は住民の主要な生活道路であり、外房地域では県内外から訪れる観光客の基幹となるアクセス道路でもある。

しかし、その整備状況は、狭隘で屈曲急勾配等の未整備箇所も多い上に、歩道未設置区間が点在し、児童をはじめとする歩行者にとって、非常に危険な状況である。

については、児童の通学路等として、危険回避及び事故防止等を図るため、下記事項について、措置を講じること。

- ( 1 ) 一般県道勝浦布施大原線のいすみ市山田六区地先から夷隅郡御宿町布施区間について、狭隘で屈曲急勾配等の未整備箇所の整備促進
- ( 2 ) 一般県道夷隅御宿線の山田交差点からいすみ市立東小学校までの間の歩道設置
- ( 3 ) 一般県道松丸一宮線の谷上隧道の歩道整備
- ( 4 ) 一般県道夷隅瑞沢線の本市荻原地区行元寺地先から荻原トンネルまでの間の道路改良

(いすみ市)

## 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 特別支援教育の充実強化について

知的障害特別支援学校においては、小学部や中学部の児童生徒数の増加が見られることから、特に過密地区である葛南教育事務所管内を念頭に、職業科の高等特別支援学校ではない知的障害特別支援学校を設置すること。

(船橋市)

### 地域の防災拠点となる学校施設及び校庭の液状化対策への支援について

東日本大震災の発災後、避難所や給水所、仮設トイレの設置場所等地域における震災対応の拠点として、学校施設が活用されたことから明確なように、学校については、教育施設としてだけでなく、児童生徒や地域住民の避難場所としても非常に重要な施設であり、必要な諸機能の整備や維持が求められる。

しかし、臨海部のような地盤が軟弱な地域において、学校が避難場所としての機能を維持するためには、耐震化等の全国的な震災被害に対する対策に加え、液状化に備えた対策を実施することが不可欠である。

については、児童生徒や地域住民の生命を守る災害時の避難場所として学校を強化するため、現在対象となっていない学校施設及び校庭における液状化対策について、学校施設環境改善事業交付金の交付対象事業に加えるよう、国に働きかけること。

また、当該対策に対し、県の独自施策による補助制度を設けること。

(浦安市)

### 特別支援学校の分校等の設置及び通学バスの運行について

県内全体において、障がいのある児童生徒の在籍数は年々増加傾向にあり、専門的な設備や保健師等が配置されている、県立特別支援学校へ進学を希望する保護者も増加している。

しかし、県立特別支援学校の数が少ないため、通学距離や通学時間の負担から、やむを得ず地域の小中学校の特別支援学級や通常の学級に通う児童生徒も少なくない。

については、特別支援の必要な児童生徒が負担なく通学できるよう、県立特別支援学校の分校・分教室の増設を図ること。

また、特別支援学校に通学する児童生徒や保護者の負担を軽減するため、分校や分教室が新設されるまでの間、通学バスの継続運行及び増便を図ること。

(浦安市)

## 警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 柏警察署の分割による警察署の新設について

本市における刑法犯認知件数は、過去最高を記録した平成 14 年を境に年々減少し、昨年も年間 5,000 件を下回り、平成 5 年頃の水準まで回復してきた。

しかし、市民の身近で発生している窃盗犯は依然として全体の約 8 割を占めており、特に自転車盗、忍び込みについては、平成 22 年より増加傾向にあること、また、車上狙い、空き巣等の犯罪も依然として多発していることから、多くの市民が犯罪被害者となり得る情勢にある。

本市を管轄する警察署として現在、柏警察署が設置されているが、管轄人口は既に 40 万人を超えており、警察署 1 署当たりの業務負担は非常に大きく、刑法犯認知件数及び交通事故件数において県下 1 位という状況にある。

また、本市は、平成 20 年 4 月から中核市へ移行し、市民がより一層、安全安心を実感できるまちづくりの推進を重点事業に位置付けている。

なお、県内では、中核市である船橋市や人口規模の大きな松戸市、市川市にそれぞれ 2 署体制で警察署が設置されており、本市における警察体制の一層の強化が不可欠であることから、警察官の配置拡充及び柏警察署の分割による警察署の新設を図ること。

( 柏市 )

### 警察署の設置及び警察体制の強化について

本市は、袖ヶ浦駅海側土地地区画整理事業や木更津市金田東地区の開発等により、居住人口や観光客の増加に伴い、車両等の交通量が増加してきている。

市民が安全で安心して暮らせる街づくりを目指して、市による夜間パトロールの実施や防犯指導員及び自主防犯組織による定期的なパトロール、小中学校の保護者等による登下校時のパトロール、交通安全協会等による街頭指導の協力等により、犯罪や交通人身事故件数の減少に努めているが、活動にも限界を感じている。

現在、6 万 1 千市民への警察体制としては、2 交番、3 駐在所が配置されている。

昨年度から木更津警察署に移動交番車が配車され、警察官が市民にとって身近な存在となり、犯罪や交通事故防止等の啓発活動の強化が図られているが、本市は警察署から遠隔地のため、事件事故の発生に際しては、警察官の到着が遅れるなど、市民は非常に不安を感じている。

昨年度実施した市民意識調査においても、防犯及び交通安全に対する市民ニーズは高い項目となっている。

については、警察署の設置と警察体制の強化について、検討すること。

(袖ヶ浦市)

#### 幹部交番から警察署への昇格について

近年、犯罪の発生は若干減少傾向にあるが、発生件数は依然として高い水準にある。

また、駅周辺や公園、道路等市民の身近な場所での風俗犯罪(1万人当たり1.6件、県内1位)及び窃盗犯罪(1万人当たり110.3件、県内上位)が発生し、治安の悪化による市民の不安が増大している。

この状況の中、市では様々な犯罪を抑止するため、地域の安全は地域で守るという意識の下、市民と行政が一体となり、地域での防犯パトロールを推進するとともに、自治会等と協力して犯罪抑制への取り組みを積極的に行なっているところである。

しかし、市民が犯罪等に遭遇した場合、信頼のおける先は警察であり、安全で安心なまちづくりを実現するためには警察力の更なる強化が必要となっている。

については、現在ある幹部交番の警察署への昇格を図ること。

(八街市)